2023 年 01 月 01 日改定

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定

第１条（規定の趣旨）

１．　本規定は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収の特例を受けるために、株式会社群馬銀行（以下「当行」といいます。）に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第４項第１号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とします。

２．　お客さまと当行の間における、特定口座に係る各サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令及び本規定に定めがある場合を除き、「特定口座規定」等の定めるところによるものとします。

第２条（取引の要件）【「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」等の提出】

１．　お客さまが措置法第 37 条 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して措置法第 37 条の 11 の６第２項及び租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 10 の 13 第２項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

お客さまが当行に対し、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出した翌年以後の上場株式等の配当等についてはお客さまからお申し出のない限り、当該「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出があったものとみなします。

２．　お客さまが措置法第 37 条 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して措置法第 37 条の 11 の６第３項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第４項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

３．　お客さまが「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出している場合で、当該源泉徴収の廃止を希望される場合についても、その年の最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をするときまでに、当行に対して「特定口座源泉徴収廃止届出書」と「源泉徴収口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第３条（特定口座上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理します。

第４条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、措置法第 37 条の 11 の６第６項及びその他関係法令等の定めに基づき行います。

第５条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

１．　当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、上場株式等の配当等（租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

２．　当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第６条（契約の解約）

１．　この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

①お客さまから当行に対して、施行令第 25 条の 10 の７第１項に定める「特定口座廃止届出書」の提出があった場合

②お客さまの相続人から施行令第 25 条の 10 の８に定める「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、施行令その他関係法令等の定めに基づき「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた場合

④やむを得ない事由により、当行がお客さまに解約を申し出た場合

⑤証券振替決済口座が解約された場合

第７条（免責事項）

当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、本規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第８条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第９条（本規定の変更）

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、お客さまに通知することなく、変更できるものとします。この場合は、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以　上

※　　最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。

2020 年 04 月 01 日改定